

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

「遺族年金受給者の就業選択」

研究分担者 大津唯 (埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授)

研究要旨

本研究では、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)の個票データを用い、遺族年金受給者(死亡者との続柄が「妻」)の就業状況に関する分析を行った。

主な知見は次の4点である。第一に、30歳代前半から50歳代前半の遺族年金受給者の就業率は80%台前半で、女性全体の就業率よりも10%ポイント程度高かった。第二に、死別時の年齢が40歳代以下の場合、死別前後で就業率が大幅に上昇していた。第三に、65歳未満の遺族年金受給者の就業率は、年金種別によって異なっていた。第四に、死別時に子がいた場合、死別前の就業率は有意に低いが、死別後の就業率ではそのような傾向は観察されなかった。

以上のように、遺族年金受給者の就業選択は、女性の一般的な就業選択と大きく異なっている。遺族年金制度の見直しを行うには、受給者の就労状況を継続的に把握することが求められる。

A. 研究目的

遺族年金は、公的年金制度における主要な給付の一つであり、家計の担い手が死亡した場合にその遺族の生活を保障するうえで重要な役割を果たしている。しかし、女性の労働参加が進む中で、遺族年金制度は、とりわけ子がない場合の給付の在り方について、見直しが求められるようになっていく。

このような状況のもと、遺族年金に関する研究の蓄積も求められている。しかし、遺族年金に関するこれまでの研究は、法学分野における判例研究や、諸外国の制度に関する調査研

究に限られており、統計データに基づく分析はほとんど行われてこなかった。

そこで本研究では、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)の個票データを用い、遺族年金受給者の基本的な属性と就業状況に関する基礎的な集計を行った上で、遺族年金受給者の就業状況に関する回帰分析を行った。

B. 研究方法

厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)の個票データを用いて、遺族年金受

給者の基本的な属性と就業状況に関する基礎的な集計を行った。その上で、一般的な稼働年齢層であり、かつ老齢年金を受給している可能性のない 65 歳未満の遺族年金受給者について¹、(a)調査時点における就業の有無に関するロジット分析と、(b)死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析を行った。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の二次利用であり、個人や世帯の特定ができないよう処理したうえで分析を行っている。

C. 研究結果

第一に、30 歳代前半から 50 歳代前半の遺族年金受給者の就業率は、80%台前半で、女性全体の就業率よりも 10%ポイント程度高かった。しかし、この年齢層の就業者の約 6 割は非正規雇用、約 5 割は週当たり労働時間が 30 時間未満であった。また、非就業者を含むこの年齢層の 7 割以上は年間就労収入が 200 万円を下回っていた。

第二に、死別時の年齢が 40 歳代以下の場合、死別前から就業している人の 9 割以上が就業を継続する一方で、死別前に非就業であ

った人も 5 割以上が新たに就業を開始していた。そのため、40 歳代以下では死別前後で就業率が大幅に上昇していた。

第三に、65 歳未満の遺族年金受給者が就業する確率は、「基礎年金+厚生年金」の受給者より「基礎年金のみ」の受給者の方が有意に高いことが観察された(オッズ比:1.2)。「基礎年金のみ」の受給者は、「基礎年金+厚生年金」の受給者に比べて年金額が低いため、就労収入によってこれを補う必要性が高いことが示唆される。また、子の人数が多いほど就業する確率は有意に高いこと、遺族年金受給額が高いほど就業する確率は有意に低いことも観察された。

第四に、65 歳未満の遺族年金受給者が死別前に就業していた確率は、死別時に子がいなかった人の方が、子がいなかった人に比べて有意に低かった(オッズ比:0.7)。一方で、死別後に就業していた確率と、死別後に新たに就業を開始した確率は、子の有無による有意差が観察されなかった。これは、子育てに専念するために就業をしないという選択肢が、夫との死別によって失われたことを意味するのではないかと考えられる。同様に、死別した時期が調査時点に近いほど死別前に就業していた確率が有意に高い一方、死別後に就業していた確率と、死別後に新たに就業を開始した確率に対する有意な影響は観察されなかった。これは、女性全体で見られるような就業率の上昇が、遺族年金受給者の就業率においては生じてい

¹ 一般的には 65 歳未満でも老齢基礎年金を繰り上げて受給したり、特別支給の老齢厚生年金を受給したりする場合があるが、これらは遺族年金との併給が認められていない。そのため、65 歳未満の遺族年金受給者で老齢年金を受給している人はいない。

ないこと示唆している可能性がある。

D. 考察

遺族年金受給者の就業選択は、女性の一般的な就業選択と大きく異なっていた。単に遺族年金受給者の就業率が女性全体の就業率よりも高いというばかりではなく、子がいるほど就業している確率が低いという一般的な傾向が遺族年金受給者には当てはまらなかった。

E. 結論

遺族年金制度の見直しを行うにあたっては、女性の一般的な就労状況だけでなく、遺族年金受給者の就労状況を継続的に把握する事が不可欠である。そのためには、「遺族年金受給者実態調査」が今後も継続的に実施されるだけでなく、一貫した定義に基づいて遺族年金受給者の就労状況の中長期的な動向を把握できるようにすることが求められよう。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

大津唯「遺族年金受給者の就業選択」社会政策学会第144回大会(令和4年5月14日)。

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし